

*北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

告 示

○道営土地改良事業変更計画の決定……………（農業施設管理課）	37
○知事権限に係る保安林の指定（2件）……………（治山課）	37
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定……………（治山課）	38
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課）	38
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課）	38
○森林法による通知に代える公示……………（治山課）	39

道収用委員会告示

○裁決手続開始の決定……………	39
○土地収用法による審理の開催通知書の公示による通知（3件）……………	39

告 示

北海道告示第384号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、道営土地改良（東栄地区一般農道整備（畑地帯農道網））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道十勝支庁に備え置いて、平成19年5月23日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成19年5月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第385号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指

定する。

平成19年5月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 保安林の所在場所 目梨郡羅臼町麻布町60の1地先・108の1（以上1筆地先1筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 保安林の所在場所 目梨郡羅臼町共栄町6の1地先（次の図に示す部分に限る。）

(2) 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道根室支庁産業振興部林務課及び羅臼町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第386号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成19年5月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 保安林の所在場所 野付郡別海町床丹3の102、3の103

2 指 定 の 目 的 霧害の防備

3 指 定 施 業 要 件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道根室支庁産業振興部林務課及び別海町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第387号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成19年5月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 保安林予定森林の所在場所 美唄市字茶志内8915（次の図に示す部分に限る。）

(2) 指 定 の 目 的 水源のかん養

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字茶志内8915（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所 新冠郡新冠町字節婦町104地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）、94・103の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部

林務局治山課並びに美唄市役所及び新冠町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第388号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成19年5月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 指定施業要件変更予定保安林 幌泉郡えりも町（次の図に示す部分に限る。）の所在場所

2 保安林として指定された目的 水源のかん養

3 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

えりも町（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道日高支庁産業振興部林務課及びえりも町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第389号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成19年5月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 指定施業要件変更予定保安林 十勝郡浦幌町（次の図に示す部分に限る。）の所在場所

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

浦幌町（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び浦幌町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第390号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を標津町役場の掲示場に掲示した。その要旨は、平成19年北海道告示第286号のとおりである。

平成19年5月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

所在が不明な者

標津郡標津町字崎無異166の4から166の10まで、166の12から166の16まで、166の21から166の25まで、166の34所在の森林について所有権を有する 安 藤 多喜夫

標津郡標津町字崎無異166の49所在の森林について所有権を有する 中 邑 久 也

標津郡標津町字崎無異167の67、167の69所在の森林について所有権を有する

ジェー・シー・ジュリエット

標津郡標津町字崎無異171所在の森林について所有権を有する 今 野 富 二

道 収 用 委 員 会 告 示

北海道収用委員会告示第3号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成19年5月22日

北海道収用委員会会長 川 村 昭 範

- 起業者の名称
国土交通大臣
- 事業の種類
一般国道333号改築工事（佐呂間防災・北海道常呂郡佐呂間町字中園地内から同町字栃木地内まで）
- 裁決手続開始を決定する土地

裁 決 手 続 開 始 を 決 定 す る 土 地						土 地 所 有 者		土地に関して権利を有する関係人			
所 在	地 番	地 目	土地の登記記録上の地積（㎡）	実測地積（㎡）	収用しようとする土地の面積（㎡）	氏 名	住 所	氏 名	住 所	権 利 の 表 示	
										受付年月日・受付番号	種 類
常呂郡佐呂間町字中園	390番	原 野	1,156	1,156.64	11.17	不明又は北海道土地株式会社。ただし存否不明。	不明又は東京都淀橋区下落合二丁目604番地（現在は、東京都新宿区下落合四丁目17番及び東京都新宿区下落合四丁目22番）。ただし、土地の登記記録上の住所、東京都小石川区小日向台町二丁目27番地。	なし	なし	なし	なし
	419番	雑種地	2,827	2,826.99	397.03						
					304.65						

4 裁決手続開始決定の日

平成19年5月11日

北海道収用委員会告示第4号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定に基づき、次の書類を北海道収用委員会事務局（札幌市中央区北3条西6丁目）において保管してあるので、次の者は出頭の上受領されたい。

なお、当該書類を受領しないときは、平成19年6月11日の経過をもって同項の規定に基づく通知があったものとみなされる。

平成19年5月22日

北海道収用委員会会長 川 村 昭 範

- 書類の名称
審理の開催通知書（平成19年5月14日付北収第45号北海道収用委員会会長通知）
- 書類の交付を受けるべき者の住所及び氏名並びに収用しようとする土地の所在・地番

住 所	氏 名	収用しようとする土地の所在・地番
不 明	別表に記載していない（亡）佐川子之吉の判明していない法定相続人	北海道紋別郡遠軽町旧白滝79番（分筆前地番）外1筆

別表

（亡）佐 川 子之吉の判明している法定相続人

佐 川 正 隆	神奈川県横浜市南区永田北三丁目23番8号
小河原 郁 子	東京都国分寺市泉町三丁目4番2－707号 西国分寺史跡通り住宅
佐 川 敬 行	東京都小平市上水南町2丁目1番28号
寺 内 久	東京都大田区蒲田五丁目8番2－204号 セザール第2 蒲田
寺 内 計 友	東京都世田谷区豪徳寺2丁目14番10－225号
小 林 堅太郎	札幌市中央区宮の森3条12丁目2番10号
小 林 章 男	札幌市南区真駒内曙町1丁目1番16－410号
小 林 寛 三	札幌市厚別区もみじ台東3丁目2番26－407号
佐 川 悦	千葉県佐倉市ユウカリが丘1丁目39番12号
高 尾 佳 子	東京都杉並区方南1丁目18番9号
辻 智 子	東京都府中市白糸台1丁目80番地の9
佐 川 昌 一	札幌市厚別区上野幌3条2丁目27番5号
森 ゆかり	千葉県佐倉市ユウカリが丘1丁目39番12号
佐 川 明 夫	東京都大田区上池台二丁目13番10号
町 田 イク子	神奈川県茅ヶ崎市浜見平4番5－107号
大 場 正 子	札幌市西区西野10条7丁目6番8号
加 藤 律 子	札幌市中央区南21条西12丁目3番38号
坂 田 かおり	札幌市中央区南21条西12丁目3番38号
小 向 憲 義	旭川市忠和5条6丁目8番20号
木 村 玉 枝	網走市南5条東6丁目11番地

上 野 秀 行	60 Trevoze Crescent, The Trevoze, #02-25, Singapore ただし、署名証明書の住所は、シンガポール共和国 トレヴォスクレスセント60 #02-25
佐 藤 明 男	室蘭市高砂町1丁目53番8号
村 川 壽 子	江別市東野幌本町7番地の12 ロイヤルシャトー野幌1201号
北 市 幸 司	神奈川県横浜市旭区笹野台四丁目35番29号
林 部 登志子	東京都江東区越中島1丁目3番1－1104号
富 山 正 子	札幌市豊平区西岡1条11丁目11番20号
千 葉 直 子	江別市大麻中町27番地 公団1棟201号
北 市 哲 朗	大阪府交野市星田西2丁目48番2号
尾 添 路 子	山形県米沢市相生町7番65号 県営相生アパート1号132号室
我 妻 敬 子	山形県米沢市花沢町2821番地の1
尾 添 義 之	山形県米沢市通町1丁目1番16－27号
石 川 優 子	山形県東置賜郡高畠町大字佐沢643番地
尾 添 秀 義	小樽市錦町21番14号 呉竹荘
濱 埜 喜久美	旭川市末広東3条2丁目1番7号
尾 添 勝 利	東京都大田区北糀谷二丁目11番16号 エリゼ壱番館201
尾 添 昭 春	神奈川県川崎市高津区上作延1122番地2 県公社住宅12－1235
櫻 田 清	兵庫県尼崎市築地本町5丁目104番地の1 ウエヤマ方
成 田 春 子	稚内市恵比須4丁目6番21号
本 間 キミエ	稚内市大黒2丁目5番5号
吉 岡 クニ子	苫小牧市青葉町1丁目5番3－404号

北海道収用委員会告示第5号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定に基づき、次の書類を北海道収用委員会事務局（札幌市中央区北3条西6丁目）において保管してあるので、次の者は出頭の上受領されたい。

なお、当該書類を受領しないときは、平成19年6月11日の経過をもって同項の規定に基づく通知があったものとみなされる。

平成19年5月22日

北海道収用委員会会長 川 村 昭 範

- 書類の名称
審理の開催通知書（平成19年 5月14日付北収第45号北海道収用委員会会長通知）
- 書類の交付を受けるべき者の住所及び氏名並びに収用しようとする土地の所在・地番

住 所	氏 名	収用しようとする土地の所在・地番
不 明 （ただし、住民票上の住所 兵庫県尼崎市築地本町 5 丁目104番の 1 ウエヤマ方）	櫻 田 清	北海道紋別郡遠軽町旧白滝79番（分筆前地番）外 1 筆

北海道収用委員会告示第 6 号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第 2 項の規定に基づき、次の書類を北海道収用委員会事務局（札幌市中央区北 3 条西 6 丁目）において保管してあるので、次の者は出頭の上受領されたい。

なお、当該書類を受領しないときは、平成19年 6 月11日の経過をもって同項の規定に基づく通知があったものとみなされる。

平成19年 5 月22日

北海道収用委員会会長 川 村 昭 範

- 書類の名称
審理の開催通知書（平成19年 5月14日付北収第48号北海道収用委員会会長通知）
- 書類の交付を受けるべき者の住所及び氏名並びに収用しようとする土地の所在・地番

住 所	氏 名	収用しようとする土地の所在・地番
不 明	北海道土地株式会社	北海道常呂郡佐呂間町字中園390番（分筆前地番）外 1 筆

